

- 6 議定書附属書CのグループIに属する物質
- 一 生産量 三百九十七トン
 - 二 消費量 四百七十七トン
 - 三 輸入量の議定書第一条7に規定する算定値 八十四トン
 - 四 輸出量の議定書第一条7に規定する算定値 十一トン
- 7 議定書附属書CのグループIIに属する物質
- 一 生産量 0トン
 - 二 消費量 0トン
 - 三 輸入量の議定書第一条7に規定する算定値 0トン
 - 四 輸出量の議定書第一条7に規定する算定値 0トン
- 8 議定書附属書CのグループIIIに属する物質
- 一 生産量 0トン
 - 二 消費量 0トン
 - 三 輸入量の議定書第一条7に規定する算定値 0トン
 - 四 輸出量の議定書第一条7に規定する算定値 0トン
- 9 議定書附属書EのグループIに属する物質
- 一 生産量 百二十八トン
 - 二 消費量 百三十五トン
 - 三 輸入量の議定書第一条7に規定する算定値 八トン
 - 四 輸出量の議定書第一条7に規定する算定値 0トン
- 特許庁告示第十三号
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十七条の規定に基づき次のとおり登録を行ったので、同法第三十九条において準用する同法第三十四条の規定に基づき公示する。
- 平成二十四年六月十一日

特許庁長官 岩井 良行

登録番号	登録年月日	登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人に於ては、その代表者の氏名	登録を受けた者が調査業務を行う区分の名称	登録を受けた者が調査業務を行う事業所の名称及び所在地
第三十二号	平成二十四年六月一日	テクノサーチ株式会社 愛知県名古屋市中区栄一丁目10番19号 代表取締役社長 磯部 克	二十 先行技術調査（無機化学）	テクノサーチ株式会社 愛知県名古屋市中区栄一丁目10番19号

○国土交通省告示第六百八十七号
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第三条第一項及び第六十六条の規定に基づき、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第三条第一項及び第六十六条の地方運輸局等を指定する告示（平成十九年国土交通省告示第七号）の一部を次のように改正し、平成二十四年六月十一日から適用する。

平成二十四年六月十一日

表北陸信越運輸局の項中、「新潟県新潟市中央区万代二―二―」を、「新潟県新潟市中央区美咲町二―二―」に改める。

○国土交通省告示第六百八十八号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第四条の二十六の規定により、登録調査資格者講習事務を行う者の氏名又は名称等の変更の届出があったので、同規則第四条の三十五第二号の規定により公示する。

平成二十四年六月十一日

国土交通大臣 羽田雄一郎

登録番号	登録事項	変更前	変更後
登録講第一号	変更事項	変更前	変更後
登録調査資格者講習事務を行う事務所の名称	財団法人日本建築防災協会	財団法人日本建築防災協会	一般財団法人日本建築防災協会
登録調査資格者講習事務を行う事務所の名称	財団法人日本建築防災協会	財団法人日本建築防災協会	一般財団法人日本建築防災協会

三 変更年月日 平成二十四年四月一日

○国土交通省告示第六百八十九号
建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第四条の三十七の規定により準用する同規則第四条の二十六の規定により、登録昇降機検査資格者講習事務を行う者の住所等の変更の届出があったので、準用する同規則第四条の三十五第二号の規定により公示する。

平成二十四年六月十一日

一 登録番号 登録講第一号

二 登録昇降機検査資格者講習事務を行う者の住所及び登録昇降機検査資格者講習事務を行う事務所の所在地

（1） 登録昇降機検査資格者講習事務所を行う者の住所及び登録昇降機検査資格者講習事務所を行う事務所の所在地

変更前	東京都港区虎ノ門一丁目十三番五号
変更後	東京都港区西新橋一丁目十五番五号

（2） 変更年月日 平成二十三年八月二十二日

氏名又は名称

変更前	財団法人日本建築設備・昇降機センター
変更後	一般財団法人日本建築設備・昇降機センター

（2） 変更年月日 平成二十四年四月一日

○国土交通省告示第六百九十号
建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第四条の三十九の規定により準用する同規則第四条の二十六の規定により、登録建築設備検査資格者講習事務を行う者の住所等の変更の届出があったので、準用する同規則第四条の三十五第二号の規定により公示する。

平成二十四年六月十一日

一 登録番号 登録講第一号

二 登録建築設備検査資格者講習事務所を行う者の住所及び登録建築設備検査資格者講習事務所を行う事務所の所在地

変更前	東京都港区虎ノ門一丁目十三番五号
変更後	東京都港区西新橋一丁目十五番五号

（2） 変更年月日 平成二十三年八月二十二日

（1） 登録建築設備検査資格者講習事務所を行う者の住所及び登録建築設備検査資格者講習事務所を行う事務所の所在地

変更前	東京都港区虎ノ門一丁目十三番五号
変更後	東京都港区西新橋一丁目十五番五号

（2） 変更年月日 平成二十三年八月二十二日

（1） 登録建築設備検査資格者講習事務所を行う者の住所及び登録建築設備検査資格者講習事務所を行う事務所の所在地

変更前	東京都港区虎ノ門一丁目十三番五号
変更後	東京都港区西新橋一丁目十五番五号

（2） 変更年月日 平成二十三年八月二十二日

（1） 登録建築設備検査資格者講習事務所を行う者の住所及び登録建築設備検査資格者講習事務所を行う事務所の所在地

変更前	東京都港区虎ノ門一丁目十三番五号
変更後	東京都港区西新橋一丁目十五番五号

（2） 変更年月日 平成二十三年八月二十二日

（1） 登録建築設備検査資格者講習事務所を行う者の住所及び登録建築設備検査資格者講習事務所を行う事務所の所在地

変更前	東京都港区虎ノ門一丁目十三番五号
変更後	東京都港区西新橋一丁目十五番五号

（2） 変更年月日 平成二十三年八月二十二日

（1） 登録建築設備検査資格者講習事務所を行う者の住所及び登録建築設備検査資格者講習事務所を行う事務所の所在地

変更前	東京都港区虎ノ門一丁目十三番五号
変更後	東京都港区西新橋一丁目十五番五号

（2） 変更年月日 平成二十三年八月二十二日

（1） 登録建築設備検査資格者講習事務所を行う者の住所及び登録建築設備検査資格者講習事務所を行う事務所の所在地

変更前	東京都港区虎ノ門一丁目十三番五号
変更後	東京都港区西新橋一丁目十五番五号

（2） 変更年月日 平成二十三年八月二十二日

（1） 登録建築設備検査資格者講習事務所を行う者の住所及び登録建築設備検査資格者講習事務所を行う事務所の所在地

変更前	東京都港区虎ノ門一丁目十三番五号
変更後	東京都港区西新橋一丁目十五番五号

（2） 変更年月日 平成二十三年八月二十二日

国土交通大臣 羽田雄一郎